

子 発 1025 第 1 号  
平成 30 年 10 月 25 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において具体的に示しているところである。

今般、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）（平成 30 年 10 月）が取りまとめられたことを受け、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 児童相談所運営指針 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節～第4節 (略) 第5節 援助指針(援助方針)の重要性 1 (略) 2. 援助指針(援助方針)を定める過程 (1)～(7) (略) (8) 援助指針(援助方針)案を策定するに当たっては、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。また、<u>法第28条の措置の申立て等の法的知識を要する内容を含む場合には弁護士に相談するほか、要保護児童対策地域協議会等における関係機関の意見等も考慮して援助指針(援助方針)案を策定すること。</u> (9)・(10) (略) 3・4 (略) 第6節 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節 (略) 第2節 相談の受付と受理会議 1～5 (略)</p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節～第4節 (略) 第5節 援助指針(援助方針)の重要性 1 (略) 2. 援助指針(援助方針)を定める過程 (1)～(7) (略) (8) 援助指針(援助方針)案を策定するに当たっては、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。</p> <p>(9)・(10) (略) 3・4 (略) 第6節 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第1節 (略) 第2節 相談の受付と受理会議 1～5 (略)</p>

新	旧
<p>6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移管及び情報提供の判断の目安</p> <p>移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「アセスメントシート」という。）等により緊急性の判断を行うこと。</p> <p>次に、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、ケースに関する資料とともに、<u>その判断の結果（「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護に向けてのフローチャート」のA～Cのいずれか又はこれら以外）及びその根拠を</u>書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。</p> <p>具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の判断の結果に応じて、以下のように実施すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第3節～第8節 (略)</p> <p>第4章～第9章 (略)</p>	<p>6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移管及び情報提供の判断の目安</p> <p>移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「アセスメントシート」という。）等により緊急性の判断を行うこと。</p> <p>次に、<u>その判断の結果を</u>事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の判断の結果に応じて、以下のように実施すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第3節～第8節 (略)</p> <p>第4章～第9章 (略)</p>